



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成29年6月26日

### 準備書面(31)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

山内喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島



## 目 次

第 1 はじめに.....	3
第 2 原告ら第 5.4 準備書面に対する反論.....	4
1 「第 2 の 1 有識者会合の構成は専門性を欠くとはいえない」について.....	4
(1) 原告らの主張.....	4
(2) 被告の反論.....	5
2 「第 2 の 2 有識者会合は科学的議論を尽くしていないとはいえない」について.....	11
(1) 原告らの主張.....	11
(2) 被告の反論.....	12
第 3 被告の主張.....	26
1 原告らは本件評価書の問題点を具体的に主張反証した被告の主張に対し何ら反論していないこと.....	26
2 原告らは本件訴訟の要件事実たる人格権侵害の具体的危険性の主張立証をしていないこと.....	27
3 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきであること .....	28

被告は、本準備書面において、原告らの平成29年1月25日付け第54準備書面（被告準備書面(26)に対する反論）に反論するとともに、被告の主張を補足、敷衍する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。また、引用文中の下線、傍点は被告による。

## 第1 はじめに

被告は、平成28年11月28日付け準備書面(26)（原告らの平成28年8月25日付け第52準備書面に対する反論）において、概ね以下のとおり主張している。

まず、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合（以下「有識者会合」という。）は、①その構成は破碎帯の安全性評価において必要とされる専門性を満たしておらず、理由もなく専門家を排除しており、専門性を欠くこと、②事業者との議論を尽くさないまま一方的に結論が断定されており、ピア・レビュー（査読）が本来の役割を果たしておらず、各発電所の有識者会合ごとに判断基準が異なり新規制基準にも則っておらず、科学的議論を尽くしていないこと、③よって、有識者会合自体に看過しがたい問題（瑕疵）があることは明らかであることを主張、反証している（準備書面(26)第2章）。

また、④原告らは、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下「本件有識者会合」という。）による「北陸電力株式会社志賀原子力発電所敷地内破碎帯の評価について」（甲A75。以下「本件評価書」という。）の科学的合理性を何ら主張立証していないこと、⑤被告は本件評価書の科学的問題点につき具体的に反証を行っていること、⑥本件評価書で示された「今後の課題」へ

の対応を含む被告の追加調査の結果を踏まえた判断がされるべきであること、さらに、⑦本来、主張立証責任を負う原告らにおいて、本件敷地内シームに関し人格権侵害の危険性が具体化する機序を主張立証しなければならないこと（同書面第3章）を述べた上で、原告ら第52準備書面に対し必要な反論を行っている（同書面第4章）。

これに対し、原告らは、第54準備書面において、「第52準備書面第3の3に関する補足」として、「有識者会合の構成は専門性を欠くとはいえない」、「有識者会合は科学的議論を尽くしていないとはいえない」と主張し、①ないし③については再反論しているものの、後記第2で述べるとおり、原告らの再反論にはいずれも理由がないのみならず、④ないし⑦（本件評価書の内容の科学的問題点等）については一切再反論すらなされていない。

## 第2 原告ら第54準備書面に対する反論

### 1 「第2の1 有識者会合の構成は専門性を欠くとはいえない」について

#### (1) 原告らの主張

原告らは、被告の準備書面(26)における「主張には3つの誤りがある。」として、①「有識者会合の評価対象は活断層ではないとする点については誤りがある。」、②「『将来活動する可能性のある断層等』の判断にあたって、岩盤力学や地盤工学の立場からの調査等も不可欠であるかのように主張している点も明白な誤りである。」、③「あたかも志賀原発の有識者会合の構成が特定の学会に偏っているかのように示唆している点も誤りである。」などと主張する。また、④「有識者会合の委員の選定には十分に合理性が認められる。」とも主張する（原告ら第54準備書面2ない

し5頁)。

## (2) 被告の反論

### ア ①について

原告らの主張は、以下に述べる三つの誤りがある。

第一に、被告の主張は、有識者会合が本来評価対象とすべき「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層（一般的に「活断層」といわれるもの）以外に、小規模な破碎帯や割れ目など様々なものが含まれることから（乙B108の116頁、乙B168の40頁）、「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否かを的確に判断するためには、活断層を専門とする変動地形学のみならず、様々な判断対象にそれぞれ応じた知見（専門家）が必要となることを指摘したものである。

これに対し、原告らは、「将来活動する可能性のある断層等」が活断層のみであるとの誤った前提に基づき、「有識者会合の評価対象は活断層ではない」とする被告の主張に誤りがあるとしているに過ぎず、誤導に等しい主張である。

第二に、被告の主張は、本件敷地内には、活断層の存在を示す変動地形は存在せず、問題となるのは破碎帯や地すべり面、割れ目等が周辺の活断層の活動に伴ってずれ動いたか否かであるから（乙B129の315頁、乙B130の5頁），当該破碎帯等の成因を解明する構造地質学の知見や、破碎帯等を含む岩盤の挙動を解明することを通じてずれ動いたか否かを解明する岩盤工学の知見が重要となることを指摘したものである（この点は後記イであらためて述べる。）。

第三に、被告の主張は、有識者会合のメンバー選定に当た

っては、変動地形学の専門家が多数を占めていることから、「調査内容と調査団は明らかにミスマッチ」(乙B130の5頁)と指摘されていること、特に、本件評価書が、S-1が北西部と南東部とで異なる挙動をするなどという自然現象としてあり得ない結論を探った背景には、「日本活断層学会」等の四つの学会に限って推薦依頼を行ったことによる専門分野の偏りがあったことを指摘したものである(乙B131の211, 212頁, 乙B133の3頁, 乙B134の4頁参照)。

以上のとおり、準備書面(26)は、新規制基準における「将来活動する可能性のある断層等」の定義が、活断層以外のものを広く含むものであることを踏まえた上で、かかる定義からすれば、有識者会合は「将来活動する可能性のある断層等」か否かを判断するために必要となる専門性を備えていないと指摘したものであって、「規制委員会における議論の土俵を勝手に変更するもの」(原告ら第54準備書面3頁)などとする原告らの主張は、新規制基準の基本的理解を欠いた批判であり、何ら理由がない。

#### イ ②について

原告らは、「『ずれ』による被害は抑えられない以上(略)“断層が動いたときに地盤がどのように動くのか、どのくらい傾き、どのくらい力が加わるのか”を計算・検討する岩盤力学・地盤工学的検討はほとんど意味が無い」(原告ら第54準備書面3頁)と主張するが、かかる主張も全く理由がない。

被告は、S-1が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当するか否か、すなわち後期更新世以降にずれ動いたか否かを判断する根拠の一つとして、S-1の南東

部はずれ動かすに北西部のみがずれ動いたとする本件評価書の結論は、地盤工学や岩盤力学等の専門家から自然現象として到底成り立たないと指摘されていることを主張したのであって（乙A107、乙A108。準備書面(26)6、7頁参照），原告らが縷々述べるように、今後「“断層が動いたときに地盤がどのように動くのか、どのくらい傾き、どのくらい力が加わるのか”を計算・検討する」ために地盤工学や岩盤力学等の専門家が必要であると主張したのではない。

すなわち、岩盤力学等の知見に照らせば、そもそもS-1北西部においては、後期更新世以降に「ずれ」自体が発生していないのであるから、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことは明白である。よって、後期更新世以降の「ずれ」が将来も繰り返し発生することを前提として「『ずれ』による被害は抑えられない」などと述べる原告らの主張は、前提を欠く。

また、原告らは、「『地質審査ガイド』でも（略）変動地形学や地質学的アプローチは重視されているが、岩盤力学や地盤工学等には言及されていない。」（原告ら第54準備書面3、4頁）とも主張するが、上記岩盤力学等の専門家の見解は、本件敷地内シームが、「単なる割れ目」（乙A106の17頁、乙B108の119頁）であって、将来ずれ動くものではなく、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとする地質学や変動地形学の専門家の見解（乙A60ないし62、乙A106、乙A124ないし126）にも沿うものである。

むしろ、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」によれば、「将来活動する可能性のある断層等」

の評価に当たっては、地質学や変動地形学のみならず、地球物理学等の知見を反映する必要があるとされているにもかかわらず、有識者会合メンバーに地球物理学等の専門家は含まれていない。その結果、本件評価書は、地震学・地球物理学の専門家である平松良浩・金沢大学教授からも、「物理的に考え難い」、「根拠が具体性を欠く」（乙A83の103頁）と指摘されている。

よって、原告らの主張はいずれも理由がない。

なお、原告らは、「原子力規制委員会の委員の中にも岩盤力学や地盤工学の専門家は含まれていない。被告の主張を前提にすれば、原子力規制委員会の構成も専門性を欠くということになる。」（原告ら第54準備書面4頁）とも主張する（原子力規制委員会設置法6条1項により、同委員会の定員は5名と法定されており、現在の委員5名は、原子力工学者3名、地質学者1名及び放射線医学者1名から成る。）。しかし、そもそも、同委員会による新規制基準適合性審査は、委員5名のみで行うものではないから、同審査において取り入れられる知見は委員5名の専門分野に限定されるものではなく、必要に応じ、関連する様々な専門分野の知見を取り入れることとされている（同法附則6条等）。すなわち、同法附則6条1項2号において、同委員会の事務局として規制の実務を担う原子力規制庁の職員には、内外の「大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用する」と規定されており、また、平成26年3月には同法附則6条4項の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制庁に統合されるなど、何らの法的根拠を有さず、調査や分析を担うスタッフ等

も有していない有識者会合とは異なり（乙B131の211、212頁、乙B136の55頁、乙D33の2ないし4頁）、新規制基準適合性審査においては、同委員会による審査に「専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用する」べきことが法的根拠をもって担保されている。

よって、原告らの主張は、原子力規制委員会や同委員会による新規制基準適合性審査の実態を全く理解しないものであり、失当というほかない。

#### ウ ③について

原告らは、本件有識者会合メンバーについて、「廣内大助准教授、吉岡敏和氏は変動地形学、藤本光一郎准教授、重松紀生氏は地質学が専門である（略）新規制基準において重視されている変動地形学、地質学両面にバランスのとれた構成である（原告ら第54準備書面4頁）と主張する。

しかし、本件有識者会合のきっかけが旧トレンチの地質スケッチに見られる岩盤上面の段差の存在であり、当該段差が地震により生じた可能性が疑われたために旧原子力安全・保安院は延長部でのトレンチ調査を求めていたことからすれば（乙B108の119頁），空中写真判読等から活断層を認定する変動地形学を専門とする委員が半数を占め、その一方で、地震学・地球物理学や、岩盤の物理的特性を明らかにする地盤工学、岩盤力学を専門とする委員が含まれないという構成は、前記イで述べた新規制基準の規定に照らしても「明らかにミスマッチ」（乙B130の5頁）というほかない。

そして、平成29年3月9日付け準備書面(29)第2章第2の3でも述べたとおり、本件有識者会合メンバーの見解は、他

の地質学や変動地形学の専門家によるピア・レビュー（査読）における検証に耐え得なかつたものであり、地質学や変動地形学の専門的知見に基づくものとすらいえない（乙A101の56頁）。この点、原子力規制委員会も、本件有識者会合メンバーの見解をそのまま採用せず、新規制基準適合性審査において原子力規制委員会が同適合性を一から判断することとしている（乙A100、乙A101の57頁）。

よって、原告らの主張は理由がない。

#### エ ④について

原告らは、有識者会合メンバーの選定が合理的であることの根拠として、鈴木康弘氏の著書（甲B392）等を引用するが、そもそも、鈴木氏自身が、「原子力政策『転換』議員懇談会」の技術顧問であつて中立性を欠くと指摘されている（乙B43の1ないし3頁、乙B151の15頁）。

また、鈴木氏は、原子炉設置許可時等の安全審査が「ごく一部の専門家にゆだねられた」と主張するが、例えば本件原子力発電所の設置許可時に掘削された旧トレンチについては、多数の専門家が実際に現地で確認した上で判断されており（乙A108の1頁）、同氏の主張は事実に反する。

そもそも、福島第一原子力発電所事故の原因は地震動ではなく津波であるから（前橋地裁平成29年3月17日判決・裁判所ウェブサイト）、同事故の発生をもって、断層活動や地震動に関する安全審査が不適切であったかのように述べる鈴木氏や国会事故調報告書の主張は前提を欠く（乙B108の117頁）。

そして、原告らは、「専門性はもちろん透明性・中立性を確

保するための要件（甲B393）を新たに課した」（原告ら第54準備書面5頁）とも主張するが、そもそも、前提となる有識者会合メンバーの選定の基準が国会においてすら何ら明らかにされていないことから（乙B137の17頁），原告らの主張は前提を欠き，むしろ，選定されたメンバーは中立性を欠くことが指摘されているところである（乙B43の1ないし3頁，乙B151の15頁）。この点，日本第四紀学会副会長としてメンバーの推薦に携わった奥村晃史・広島大学教授（地質学）も，「日本第四紀学会は、これまで携わった人を外すと議論ができないから、あえてそういう人を2人含めて推薦しましたが、採用されませんでした。」（乙B108の121頁）と指摘している。

これに対し，原子力規制委員会の委員は，「原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者」とされ，かつ，職務の中立公正性が法律の要請をもって担保されている（原子力規制委員会設置法7条1項，11条2項，同4項）。

よって，原告らの主張はいずれも理由がない。

## 2 「第2の2 有識者会合は科学的議論を尽くしていないとはいえない」について

### (1) 原告らの主張

原告らは，①本件評価書については，「被告担当者の出席・議論も経た上で（略）有識者会合として十分な議論を尽くして結論を下したものであり，一方的に結論が示されたというのは事実と乖離した主張である。」，②本件ピア・レビュー会合については，「評価書の内容に必要十分な反映がなされており，その目的は果

たされているといえる。」として、「有識者会合では（略）被告の意見やピアレビューでの指摘を踏まえた十分な議論が行われたところ、科学的議論を尽くしていないとはいえない。」，③「本評価書が本訴訟の資料とすることが許されないようなレベルにあるとは到底いえない。藤田裁判長が本法廷で再三確認されているように“本訴訟は民事差止請求訴訟であって、科学論争の場ではない”のである。」と主張する（原告ら第54準備書面6ないし8頁）。

## (2) 被告の反論

### ア ①について

原告らの主張は、被告が第5回評価会合（平成27年2月27日開催）までは出席していたことを根拠とする。

しかし、以下に述べるとおり、被告の出席が認められなくなった第6回評価会合以降においてこそ、本件評価書の結論の成否に関わる重要なやり取りが行われているのであって、原告らの主張は、かかる事実を何ら踏まえておらず、理由がない。

#### (ア) 第6回評価会合（平成27年5月13日開催）

第一に、本件有識者会合メンバー4名の見解は、第6回評価会合において初めて明らかにされたものであるが、同会合への出席が認められなかった被告には、各メンバーの見解に対する質問や議論を行う機会が一切与えられていない。

例えば、藤本氏は、「No. 2のトレンチにおいて（略）撓曲のようなもので影響したという可能性も否定できないと思います。」（甲A66の22頁）と述べる一方で、「撓曲だというのは、確かに少し強引な、強引なというか、あま

り妥当な言い方じやないかなと。」（同33頁）とも述べ、  
本件評価書においてS-2・S-6に係る判断の主要な根  
拠とされたNo. 2トレンチに関し、曖昧かつ一貫しない  
発言を行っている。仮に、被告の出席が認められていれば、  
同氏の発言が曖昧かつ一貫性を欠くことを指摘した上で、  
同氏に対し質問や議論を行い得たのであり、その場合、本  
件有識者会合の議論は見直されざるを得なくなっていたと  
考えられる。

また、第6回評価会合においては、「新たに掘削したトレンチにおいて、S-1とかS-2、S-6などの破碎帶が  
後期更新世以降に明らかにずれ動いたというような証拠は、  
一応、有識者としては、確認はできなかった」（甲A66の  
39頁）とされたにもかかわらず、もっぱら旧トレンチの  
スケッチを根拠とした議論が行われた。仮に、被告の出席  
が認められていれば、かかる議論自体が、旧トレンチのよ  
うな設置面での確認が困難な場合には延長部で判断する  
規定した新規制基準を逸脱していることをただちに指摘  
得たのであり、その場合、本件有識者会合の結論は見直さ  
れざるを得なくなっていたと考えられる。

#### (イ) 第7回評価会合（平成27年7月17日開催）

第二に、本件有識者会合による評価書案は、第7回評価  
会合において初めて提示されたものであるが、同会合への  
出席が認められなかった被告には、成文化された評価書案  
を踏まえた質問や議論を行う機会が一切与えられていない。

しかも、被告は、第7回評価会合に提示された評価書案  
(甲A62)を踏まえた「『志賀原子力発電所の敷地内破碎

帶の評価について<案>』に対する意見書」（乙A75。以下「意見書」という。）を、平成27年8月10日、本件有識者会合に対して提出しているにもかかわらず、その後の2回の評価会合（本件ピア・レビュー会合及び第8回評価会合）においては、評価書案のみが配布資料とされ、評価書案の誤りを指摘した被告の意見書はメンバーに配布すらされることなく、かつ被告の出席も認められなかつたことから、意見書における指摘について説明を行う機会は一切与えられていない。

例えば、藤本氏は、重松氏が第6回評価会合で述べた（甲A66の9ないし12頁），S-2・S-6地下延長部に断層が存在すると仮定すれば、当該断層の活動によりS-1北西部のみがずれ動いたと考えられるとするシミュレーション解析について、「敷地内に見られる全ての状況を説明できると、そこはかなり説得力があるというか、大事なところだと思う」（乙A128の57頁）と述べ、評価書案における評価の重要な根拠と位置付けたところ、被告は、本件有識者会合のシミュレーション解析が力学的に成り立たないことを意見書に取りまとめている（乙A75の18, 19, 70頁）。この点、重松氏は、被告が行ったような力学的検討は「面倒くさいなと思ってやっていない」（乙A128の57, 58頁）と述べていることから、仮に、被告が意見書について説明を行う機会を与えられていれば、シミュレーション解析を重要な根拠とした評価書案の誤りを具体的に指摘し得たのであり、その場合、本件有識者会合の結論は見直されざるを得なくなっていたと考えられる。

(ウ) ピア・レビュー会合（平成27年11月20日開催）

第三に、本件ピア・レビュー会合においては、新たに、レビューアー（査読者）から相次いだ重要な疑問や異論、それらに対するメンバーの応答という重要な判断要素が加わっているが（平成28年1月18日付け準備書面(20)、準備書面(29)第2章第2の3参照）、同会合への出席が認められなかった被告には、レビューアーの疑問や異論、それらに対するメンバーの応答等を踏まえた質問や議論を行う機会が一切与えられていない。

例えば、栗田泰夫・産業技術総合研究所上級主任研究員が、本件有識者会合によるS-1のスケッチの判読が誤っていることを指摘しているところ（乙A79の17、18頁）、仮に、被告の出席が認められていれば、同氏の指摘を裏付けるデータ（国内の全753の露頭データの調査結果等）をただちに提示し得たのであり、その場合、本件有識者会合の結論は見直されざるを得なくなっていたと考えられる。

同様に、水野清秀・産業技術総合研究所上級主任研究員が、本件有識者会合がS-2・S-6の活動により撓曲変形が生じたと結論付けたことについて、仮にそのような活動があれば変形にとどまらず変位が現れているとして根本的な疑問を提起しているところ（同33、34頁）、仮に、被告の出席が認められていれば、同氏の指摘を裏付けるデータ（本件敷地の岩盤は同氏の指摘するとおり堅硬であり、No. 2トレンチにおいては、岩盤直上の堆積層に撓曲は認められない等の調査結果）をただちに提示し得たのであ

り、その場合、本件有識者会合の結論は見直されざるを得なくなっていたと考えられる。

(エ) 第8回評価会合（平成28年3月3日開催）

第四に、第8回評価会合においては、本件ピア・レビュー会合時の評価書案（乙A77。以下「ピア・レビュー評価書案」という。）に若干の修正を加えた評価書案（甲A68。以下「第8回評価書案」という。）が提示されているが、同会合への出席が認められなかつた被告には、第8回評価書案はレビューアーからの疑問や異論に答えていないこと等を指摘する機会が一切与えられていない。

例えば、栗田氏が、S-1のスケッチにつき、「色境界」付近がせん断面であるとしたピア・レビュー評価書案の誤りを指摘したにもかかわらず、第8回評価会合において、重松氏は、「色境界というのは、有識者会合としては、それはせん断面であろうと（略）有識者会合としてはそれはそういったものがあるんだという評価」（乙A84の23頁）と述べ、栗田氏の指摘を全く無視している。また、水野氏の、S-2・S-6の活動により撓曲変形が生じたとする点への異論に対しても、本件有識者会合は、単に「撓曲変形」（甲A68の42頁）の字句を「変形」（甲A75の45頁）に書き換えるのみで、仮にS-2・S-6の活動があれば変形にとどまらず変位が現れているとした水野氏の異論に何ら答えていない。仮に、被告の出席が認められていれば、被告は、本件有識者会合がレビューアーの指摘に何ら答えていないことを指摘するとともに、レビューアーの指摘を裏付けるデータ（例えば、森本断層及び大年寺山

断層はいずれもせん断面及び地層の擾乱が明瞭に認められていること、本件敷地が堅硬な岩盤であること等)をただちに提示し得たのであり、その場合、本件有識者会合の結論は見直されざるを得なくなっていたと考えられる。

(オ) 第8回評価会合終了後

第五に、第8回評価会合終了後、本件評価書が平成28年度第6回原子力規制委員会(平成28年4月27日開催)において報告されるまでの間に、本件有識者会合メンバーと事務局との間で、いかなるやり取りがなされ、第8回評価書案の記載が変更されたのか、何ら明らかにされていない(乙A111の10頁)。

例えば、平成28年度第6回原子力規制委員会において、原子力規制庁・小林管理官は、シミュレーション解析は、「判断の根拠に位置付けない」(乙A94の6頁)と述べているが(ただし、本件評価書には、小林管理官の上記発言に該当する記載は見当たらない。)，第8回評価会合において、藤本氏は、「これ(被告注：シミュレーション解析)は非常にやはり重要なことではないかと思います。」(乙A84の41、42頁)と述べている。すなわち、本件評価書について最終的な議論が行われた第8回評価会合において「非常にやはり重要」とされた事項が、何故、「判断の根拠に位置付けない」とされるに至ったのかという点が何ら明らかにされておらず、小林管理官の発言は、藤本氏の発言と明らかに矛盾する。

仮に、藤本氏の発言に基づき、シミュレーション解析を本件評価書の根拠と位置付けるのであれば、同解析に異論

を呈した栗田氏、水野氏及び宮内崇裕・千葉大学教授の指摘を無視するものであり（準備書面(29)第2章第2の3(2)参照），そのような「物理的にはあり得ないモデル」（乙A79の46頁）であるシミュレーション解析を根拠とした本件評価書は，科学的に成り立たない。

逆に，小林管理官の発言に基づき，シミュレーション解析を本件評価書の根拠と位置付けないのであれば，重松氏自身が認めるとおり，S-1北西部のみがずれ動いたとする本件評価書の結論を成り立たせるためには，「S-2・S-6で応力擾乱を起こすしか」ない（乙A79の47頁）ところ，応力擾乱の根拠がない以上，S-1北西部のみがずれ動いたとする本件評価書は，科学的に成り立たない。

すなわち，レビューアーの指摘により，本件評価書には根本的な矛盾が存在することが明らかとなっている。

#### (カ) 小括

以上に述べたように，第6回評価会合以降の評価会合や会合外において，被告との議論を全く行わないまま，本件評価書の結論に関わる重要なやり取りが行われており，かつ，それらのやり取りはいずれも被告の調査データ等を踏まえないものであるから，評価会合への被告の出席が認められていれば，本件評価書の結論も見直されざるを得なくなっていたことは明らかである。

よって，本件評価書は「有識者会合として十分な議論を尽くして結論を下したもの」とは到底いえず，原告らの主張には何ら理由がない。

## イ ②について

原告らは、「本ピアレビュー会合においていくつかの指摘はなされたものの、本有識者会合の示した結論自体について受け入れられないなど主張する者はいなかった」ことから、「評価書の内容に必要十分な反映がなされており、その目的は果たされているといえる。」と主張する（原告ら第54準備書面6, 7頁）。

しかし、原告らも述べるとおり、本件ピア・レビュー会合は、評価書案の結論を変更しないことが前提とされていたのであるから（原告ら第54準備書面6頁。被告準備書面(20)第2も参照）、あえてレビューアーも「結論自体について受け入れられないなど主張する」ことはせずに、評価書案について重大かつ根本的な疑問や異論を呈するにとどめたに過ぎない。すなわち、かかる前提がなければ、レビューアーの重大かつ根本的な疑問や異論により、評価書案の結論を変更せざるを得なくなっていたことは明らかである（準備書面(29)第2章第2の3(4)参照）。

また、以下に述べるとおり、原告らが第54準備書面6, 7頁において引用する原子力規制庁の森田管理官の五つの発言は、単に、第8回評価書案とピア・レビュー評価書案との形式的な異同を逐一読み上げたものに過ぎず、本件ピア・レビュー会合における指摘が、第8回評価書案（及び本件評価書）に反映されたことの根拠にはならない（なお、各発言が記載されているのは、いずれも、乙A第79号証（本件ピア・レビュー会合の議事録）ではなく、乙A第84号証（第8回評価会合の議事録）であり、原告らの引用は誤りである。）。

第一に、「6ページから12ページまでが、全て新設または全面的な書き換えをしてございますので」(乙A84の3頁)との発言は、つまるところ、旧トレンチの評価に係る記載につき、ピア・レビュー評価書案では「<有識者による評価>」として一つの項目で記載されていた内容を、第8回評価書案では「ア. 各壁面の状況」、「イ. 考察」として二つの項目に分割して記載したという形式上の変更を述べたものに過ぎず、旧トレンチ、特に旧Bトレンチ北西壁のスケッチに段差が見られることをもって断層活動により形成されたと結論付けていることに何ら変わりはない(乙A77の6ないし8頁、甲A68の6ないし12頁)。

すなわち、本件ピア・レビュー会合において、せん断面や層厚に基づき、本件有識者会合による旧トレンチのスケッチの判読が誤っているとした栗田氏や竹内章・富山大学教授の指摘(乙A79の17、18頁、乙A80の5頁)や、本件有識者会合メンバーが繰々指摘する凝灰質な細粒部と侵食との関係は活動性の「根拠にならない」(乙A79の24頁)とした栗田氏の指摘に対し、何ら答えたものではない。

第二に、「22ページ、ここは中ほどに<有識者による評価>というパートがありますが、片仮名のア. イ. ウ. 全て新設または書き換えをしておりますので」(乙A84の9頁)との発言は、つまるところ、S-1の活動性評価に係る記載につき、ピア・レビュー評価書案では「<有識者による評価>」として一つの項目で記載されていた内容を、第8回評価書案では「ア. 旧Aトレンチから岩盤調査坑の区間」、「イ. 駐車場南東方トレンチ以南の区間」、「ウ. S-1全体の評価」として三つの項目

に分割して記載したという形式上の変更を述べたものに過ぎず、南東部において後期更新世以降の活動がないことを確認したにもかかわらず、旧トレンチの評価をもってS-1の北西部のみが活動したと結論付けていることに何ら変わりはない（乙A77の18、19頁、甲A68の22、23頁）。そして、本件評価書においても、上記結論に変わりはなく、S-1が北西部と南東部とで異なる挙動をするとの結論について、合理的な説明を欠いたままである（甲A75の23、24頁。なお、本件評価書においては、当該項目は、形式上もピア・レビュー評価書案と同様、一つの項目での記載となっている。）。

すなわち、本件ピア・レビュー会合における、延長部（南東部）でS-1の活動性を判断すべきとした竹内氏の指摘（乙A80の5頁）や、S-1の北西部のみがずれ動いたとする想定は成り立たないとした栗田氏の指摘（乙A79の47頁）に対し、何ら答えていない。

第三に、「36ページ目の一番上の行、『そして』から始まるパートが、ここは新設をしてございます。」（乙A84の10頁）との発言は、つまるところ、S-2・S-6の運動方向に係る記載につき、ピア・レビュー評価書案では「応力方位」として一括りに記載されていた箇所を、第8回評価書案では「NS（被告注：北南）圧縮」「EW（被告注：東西）圧縮」といった方角を記載したものに過ぎない（乙A77の31頁、甲A68の36頁）。

そもそも、平成27年7月21日付け準備書面(16)第2の4(2)アで述べたとおり、被告は、応力場の検討結果のみに基づきS-2・S-6の活動性を判断しているわけではないから、

もとより第8回評価書案との間に決定的な判断の相違はなく、上記修正は、被告やレビューナーの指摘を反映したものではない。

第四に、「36ページ目の最後の6行、<有識者による評価>は、ほぼ新設をしてございますので、ここは大分改変をしておりますので、」(乙A84の11頁)との発言は、つまるところ、S-2・S-6の活動性評価に係る記載につき、ピア・レビュー評価書案では「線状地形」として一括りに記載されていた箇所を、第8回評価書案では「エリア5の海側」といった区間の名称を記載したというに過ぎず、S-2・S-6地下延長部の断層活動により変形が生じたと結論付けていていることに何ら変わりはない(乙A77の33、34頁、甲A68の36、37頁)。

すなわち、本件ピア・レビュー会合における、S-2・S-6北部の地形は断層活動による変動地形ではなく人工的な地形でないかとした宮内氏の指摘(乙A79の38頁)や、N.o.2トレンチにおいて岩盤が変形しているとは考えられないとした水野氏の指摘(同34、35頁)、S-2・S-6地下延長部の断層が活動したとすれば変形ではなく変位が生じているはずであるが、変位は認められないとした水野氏や栗田氏の指摘(同33、34、39頁)に対し、何ら答えていない。

そして、第五に、原告らは、「41ページを御覧いただきまして、S-2・S-6が伏在断層として活動した場合の応力変化がS-1に及ぼす影響を数値計算(被告注:シミュレーション解析)により検討した記述がございましたが、このバージョンでは削除してございます。」(乙A84の12頁)との発言を

引用する。

上記発言のとおり、第8回評価書案では、シミュレーション解析の記載は、全て削除されている（乙A77の37ないし39頁、甲A68の41頁）。

しかし、重松氏が行ったシミュレーション解析について、本件ピア・レビュー会合において、栗田氏は、「物理的にはあり得ないモデルですね。それは仮定するのが不適当だと思われるんですけども。そういういた仮定でこれを議論してはいけないと思う」（乙A79の46頁）、「少なくとも地表まで1.5mのそれがそのまま突き抜けるという例は示す必要はございますよね。」、「S-2・S-6の動きでは（被告注：S-1北西部のみが変位したとする結論が）説明できないということも含めて示さないと、やはり評価書としての信頼性を失うと思うんですが。（略）この解析結果をそのまま掲載しようとすると、かなり大幅な変更が必要と思われますが。」（同48頁）として、ピア・レビュー評価書案の結論に都合の悪いモデル（重松氏は当初このモデルの存在をレビューナーに示していなかった。）を含めて記載すべきと指摘している。この点、本件ピア・レビュー会合の座長を務めた井龍康文・東北大学教授も、「今の栗田さんの指摘に従って、地表まで突き抜けるというのもやってみるという可能性も考えて、御検討していただく」（同48頁）、「もう少し丁寧な説明をしていただきて、栗田さんの指摘されるような懸念が払拭されるような形にするということで」（同49頁）と取りまとめている。

かかる議論がなされたにもかかわらず、「もう少し丁寧な説明」を一切することなく、シミュレーション解析の記載そのも

のを全て削除した対応は、上記レビューアーの指摘及び座長の取りまとめを全く無視したものである。

しかも、重松氏は、本件ピア・レビュー会合においては、上記の指摘に対し、「確かに地表 100 m のところで、それだけの 1.5 m の変位が実際にそこで止まったかと言われると、それは現実的でないというふうな部分は確かにあると思います」(乙 A 79 の 47 頁)、「地表まで突き抜けるって、たしか僕自身は計算した記憶はあって、もう本当にそうすると、S-2・S-6 が地表まで突き抜けちゃうと、S-1 はもう全然応力の擾乱は生じないというふうな形になってしまう」(同 48 頁)として、自らの解析の不備、不足を認めていたにもかかわらず、第 8 回評価会合においては、同氏は、「その点についてピア・レビュー会合で、特にそれが問題だというふうな指摘は出ていなかったと。だからそういう意味では、その部分は残してもいいのかなというふうに思います。」(乙 A 84 の 42 頁)などと明らかに事実に反する発言をし、その結果、本件評価書においては、ピア・レビュー評価書案と同様、S-2・S-6 の地下延長部の断層の活動により S-1 の北西部のみが変位したとする、本件評価書の結論に都合のよい、物理的にありえないとまで指摘されたモデルのみが記載され、栗田氏が記載すべきと強く指摘し、本件ピア・レビュー会合の座長である井龍氏も求めていた、S-2・S-6 のズレが岩盤の途中で止まらずに地表に突き抜けるとした場合、S-1 はずれ動かないとする、本件評価書の結論とは異なるモデルは、一切記載されていない(甲 A 75 の 42 頁、図 92。準備書面(29)第 2 章第 2 の 3(2)参照)。

すなわち、本件評価書は、上記の結果として、本件ピア・レビュー会合において、「評価書としての信頼性を失う」とまで言及された粟田氏や井龍氏の指摘が、何ら反映されていないどころか、完全に無視されているのであるから、科学的にずさんであり、証拠価値が著しく低いことは明らかである（乙A101の56頁）。

以上のとおり、原告らが縷々引用する森田管理官の発言は、ピア・レビュー評価書案から第8回評価書案への形式的な修正を説明するものに過ぎず、いずれもレビューアーの指摘や疑問、異論を反映したとするものではなく、さらに、第8回評価書案から本件評価書に至るに当たり、本件ピア・レビュー会合での重大な指摘を完全に無視した評価書案の書き換えすらなされていることから、かかる発言を理由に「評価書の内容に必要十分な反映がなされ」たとする原告らの主張は明らかに誤りであり、裁判所を誤導するものである。

#### ウ ③について

そもそも、被告は、「本評価書が本訴訟の資料とすることが許されない」（原告ら第54準備書面7頁）などとは主張していない。被告は、準備書面(29)において、本件評価書の証拠価値は極めて低いといわざるを得ず、本件評価書のみでは、到底、具体的危険性の存在につき「真実性の確信を持ちうる」ものとはいえないこと、すなわち、人格権侵害の具体的危険性という要件事実の事実認定に当たっては、全証拠を公平に検討した上で科学的かつ具体的に採否の理由が示されなければならず、単に本件評価書の成立過程を述べるのみでは、具体的危険性の存在につき「真実性の確信を持ちうる」ことを立証したことには

ならないことを指摘している。

よって、原告らの「科学論争の場ではない」との主張は、本件評価書の証拠価値の判断において民事訴訟の要件事実の枠内で必要とされる判断を避けようとするものにほかならず、かかる主張は、「本件は民事差止訴訟であり、その要件事実の枠内で審理判断する」とした藤田裁判長の発言（平成28年12月5日・第21回口頭弁論）を自らに都合よく解釈するものに過ぎず、理由がない。

### 第3 被告の主張

#### 1 原告らは本件評価書の問題点を具体的に主張反証した被告の主張に対し何ら反論していないこと

前記第2で述べたとおり、原告ら第54準備書面における主張は、新規制基準の基本的理解を欠いたものであり、本件有識者会合での議論や本件評価書の取りまとめに関しても、事実を誤認するか事実と異なる都合のよい見解を示すものであって、いずれも理由がなく、かつ、本件評価書は科学的合理性を欠き証拠価値が著しく低く、本件評価書をもって人格権侵害の具体的危険性が立証されたとはいえないとする被告の主張に対し、十分な反論になっていない。

さらに、被告は、準備書面(29)において、概ね以下のとおり準備書面(26)における主張を補充している。すなわち、本件評価書は、①S-1北西部は後期更新世以降に他の断層の活動により変位した可能性が否定できない、②S-2・S-6の地下延長部に断層が存在し、後期更新世以降に変形を生じた可能性が否定できないと結論するものであるが、①及び②のいずれについても、レビューアー（査読者）の指摘からすれば全く異なる結論に至る上、本件評価書

取りまとめ後の追加調査によって、②S-2・S-6の地下延長部に断層が存在しないことがあらためて明らかとなり、①S-1北西部を変位させた断層は存在しないことが明らかとなっていることから、本件評価書の結論を支える根拠は完全に失われている。かかる被告の主張に対しても、原告らは何ら反論しようとしている。

そもそも、原告らは、本件評価書は本件有識者会合によるものであるから科学的であるというのみで、本件評価書が科学的根拠を欠き成り立たないことを具体的かつ詳細に主張、反証した被告の平成28年8月25日付け準備書面(25)に対し、一切反論していない。

## 2 原告らは本件訴訟の要件事実たる人格権侵害の具体的危険性の主張立証をしていないこと

本件訴訟において、原告らの差止請求を基礎付ける要件事実は、将来被告が本件原子力発電所の運転を再開した際に、本件原子炉に装荷された燃料に含まれる放射性物質が発電所外に大量に放出され、原告らの生命身体が障害される具体的危険性が存在することである（この点において、当事者双方に争いがないものと思料する。）。

しかしながら、原告らは、それらの要件事実、特に、被告の講じている重大事故等対策が機能しなくなり放射性物質の大量放出に至る具体的機序や、人格権侵害の切迫性といった要件について、何ら具体的に主張立証をしていない（なお、原告らが具体的機序を述べたとする平成28年11月28日付け第53準備書面第3の1(2)（8頁）の主張は、漠然としたものに過ぎず何ら具体的でないことは、準備書面(29)32頁で反論したとおりである。）。

すなわち、原告らは、民事差止訴訟である本件訴訟における主張立証責任を果たしているとは到底いえず、「原告らは（略）十分な主張立証を行っていると思料する」（原告ら第54準備書面8頁）

とする主張は根拠がない。

### 3 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきであること

もとより、被告は、本件原子力発電所が、新規制基準に適合することにつき原子力規制委員会による同適合性審査での判断を得た上で、はじめて差止請求の対象である運転再開を予定している以上、新規制基準適合性の判断を得る以前は、本件原子炉に燃料が装荷されること自体があり得ず、運転に伴い燃料に含まれる放射性物質が発電所外に大量に放出されるという事態があり得ないのであるから、運転差止請求の対象となるのは、安全性向上工事を完了し、新規制基準適合性の確認を経た後の本件原子力発電所と解するほかない。

この点、関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分抗告審決定（大阪高裁平成29年3月28日決定・裁判所ウェブサイト（原決定取消、申立て却下。確定））及び四国電力伊方発電所3号機運転差止仮処分決定（広島地裁平成29年3月30日決定・公刊物未登載（申立て却下））においても、新規制基準が原子力発電所の運転（再開）に当たっての安全性の基準として最新の科学的・技術的知見を踏まえたものとして、その合理性を認めた上で、同委員会による新規制基準適合性審査の判断が得られていること及び同審査の内容が、審理・判断の重要な基礎事実とされている。

そもそも、本件敷地内シームが「将来活動する可能性のある断層等」であるか否かは、本件有識者会合ではなく「原子力規制委員会が最終的な行政判断を行うところ（当事者双方に争いなし）」（原告ら第54準備書面2頁）であるから、本件訴訟においても、科学的合理性を欠き証拠価値が著しく低いといわざるを得ない本件評価書ではなく、被告が新たに提出したデータ等（平成28年11月28

日付け準備書面(27)第3、準備書面(29)第3章参照)を含めて行われる新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断(原告らのいう「最終的な行政判断」)を踏まえた審理・判断がなされるべきである。

以上